

# 和解勧告書

中央労働委員会は、再審査申立人大阪教育合同労働組合（以下「組合」という。）と再審査被申立人大阪府（以下「府」という。）は、中労委令和元年（不再）第28号事件（以下「本件」という。）に関し、下記により和解することを適当と認め、労働組合法第27条の14第1項に基づき、和解を勧告する。

## 記

- 1 組合と府は、本件が本和解の成立により円満に解決したことを確認する。
- 2 組合と府は、相互の立場を尊重して信頼と理解を深め、健全な労使関係の構築に努めるものとする。また、労使交渉については、今後とも関係する法律に基づき適切に対応する。
- 3 組合と府は、組合員である特別職の非常勤講師の次年度任用に関して、以下のとおり誠実に団体交渉を行う。
  - (1) 府及び府教育委員会（以下「府教委」という。）は、次年度任用について次年度任用始期までに、何らかの手段をもって組合に回答する。
  - (2) 府及び府教委と組合は、次年度任用に係る課題が生じた場合は、これまでの労使交渉経過並びに平成27年3月31日最高裁決定及び平成26年3月18日東京高裁判決を踏まえ、その解決に努力する。
- 4 組合は、本件再審査申立てを取り下げる。
- 5 組合は、本和解成立後速やかに、大阪府労働委員会に係属中の大阪府労委平成30年（不）第52号事件及び同令和元年（不）第23号事件の救済申立てを取り下げる。

令和元年12月23日

中央労働委員会

審査委員 沖野 眞 巳 

参与委員 岩崎 春 良 

参与委員 田中 恭 代 

大阪教育合同労働組合

代表者 執行委員長 増田 俊 道 殿

大阪府

代表者 大阪府知事 吉村 洋 文 殿